

入学時増額奨学資金のよくあるご質問 (FAQ)

「入学時増額奨学資金借用証書」の記入について

Q1. 借用証書への記入を間違えたが、訂正はどのようにすればよいか？

A1. 「入学時増額奨学資金借用証書」訂正方法に関するQ & Aをご覧ください。

Q2. 記入日はいつの日付を記入すればよいか？

A2. 記入された日付をご記入ください。平成を「H」と記入して頂いても構いません。

Q3. 引っ越しにより住所が変わっているが、どうすればよいか？

A3. 現住所を記入し、併せて便箋等に変更前の住所、変更後の住所と記入者の署名・捺印したものを提出してください。

Q4. これから引っ越す予定だが、どうすればよいか？

A4. 現住所を記入し、引っ越し後に便箋等に変更前の住所、変更後の住所、変更理由と記入者の署名・捺印したものを提出してください。

Q5. 住所は大阪府から記入しなければならないか？

A5. 大阪府は省略して記入していただいて結構です。

Q6. 奨学生の氏名変更があったが、どうすればよいか？

A6. 変更後の氏名を記入し、併せて、便箋等に変更前の氏名、変更後の氏名と記入者の署名・捺印したものと、申込時の届出口座について、新氏名に変更した後の「通帳コピー」を提出してください。

Q7. 連帯保証人は父母どちらが記入すればよいか？

A7. 「入学時増額奨学資金借用証書」の上の方に連帯保証人の氏名を印字していますので、その方に記入していただいてください。

Q8. 里親又は施設入所の場合、親権者欄はどうすればよいか？

A8. 里親又は施設長が後見人欄に自署押印してください。

ただし、未成年後見人が選任されている場合は、未成年後見人が後見人欄に自署押印してください。

Q9. 連帯保証人が無職の場合は、勤務先欄は空欄でよいか？

A9. 記入漏れでないことがわかるように「求職中」「無職」「なし」など、記入してください。

書類の提出について

Q10. 「入学時増額奨学資金借用証書」だけを提出したらよいか？

A10. 連帯保証人の「印鑑登録証明書」（原本・提出日の3か月以内に発行されたもの）と進学する学校の「合格通知書（合格証明書）のコピー」を添付して大阪府育英会に提出してください。

（注）書面以外の合格発表（受験番号の掲示等）の場合は、学校に必要理由を申し出て交付を受けてください。

Q11. どこに提出したらよいか？

A11. 大阪府育英会に直接提出してください。提出方法は特定記録郵便での郵送か、大阪府育英会に直接持参してください。

Q12. いつまでに提出したらよいか？

A12. 申込区分が専願の方は平成31年2月7日（木）～ 2月22日（金）まで（必着）に、併願・国公立の方は平成31年2月28日（木）～ 3月27日（水）まで（必着）に、大阪府育英会に直接提出してください。

なお、申込区分の変更がある場合は「必ず事前」に在籍している中学校に申し出てください。

入学時増額奨学資金の振込について

Q13. 入学時増額奨学資金の振込はいつか？

A13. 「入学時増額奨学資金借用証書」等の書類を提出後、確認して不備がなければ、概ね1週間以内に振込みます。

Q14. 振込先はどこか？

A14. 予約奨学生申込時に届け出た奨学生本人の口座へ振込みます。

その他について

Q15. 入学時増額奨学資金を申し込んだかわからない。どうしたらよいか？

A15. 「大阪府育英会予約奨学生貸付予定者の借入手続について」の送付書類の表で「A. 入学時増額奨学資金」の左に○がついていれば、入学時増額奨学資金が採用されています。